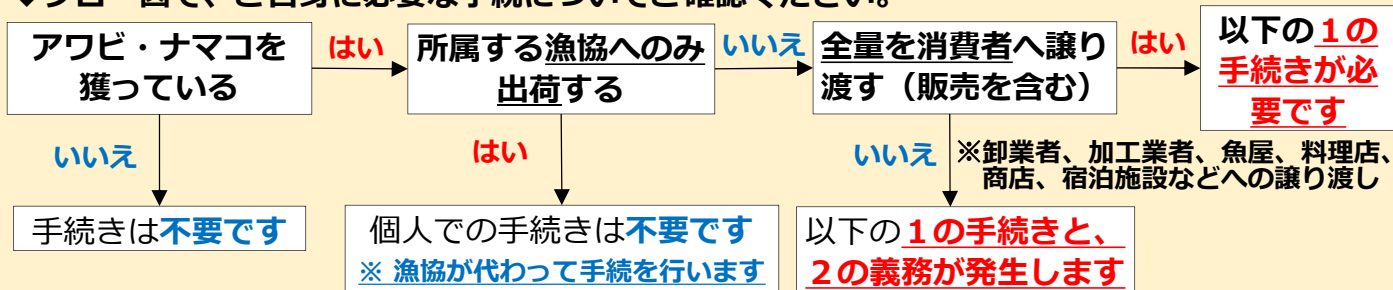


アワビ・ナマコを採捕する漁業者のみなさまへ

令和4年12月1日から、アワビ・ナマコを採捕する方は県等への手続が必要です。

◆フロー図で、ご自身に必要な手続についてご確認ください。



- 1 県又は、国への届出（採捕事業者の届出）
- 2 漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存

※届出なしに譲り渡し等を行った場合は、50万円以下の罰金が科せられる場合があります。

1. 県又は、国（農林水産省）への届出（採捕事業者の届出）

(1) 届出事項

※令和4年6月1日から受付開始。事務処理の都合上、**令和4年11月10日頃までに**届け出てください。

- ①氏名又は名称、住所
- ②事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- ③採捕する漁獲物の種類（アワビ、ナマコ）
- ④アワビ、ナマコを採捕する権限（漁業権、漁業許可）
- ⑤譲り渡しをする漁獲物の種類（アワビ、ナマコ）
- ⑥譲り渡しを開始しようとする日※

※令和4年12月1日以前に事業を開始している採捕者は、**「令和4年12月1日」と記入して届出してください。**

注：代理人が届出を行う場合は、委任状等の添付が必要です。
国（農林水産省）へ届け出る際は、このほかの添付書類が必要な場合があります。
届け出た事項に変更が生じた場合は、その都度変更届が必要です。

(2) 届出先

| 届出する者 | 届出先 |
|--------------------|------------|
| 漁業権、知事許可に基づき採捕する者※ | 島根県（各地方機関） |

※**2つ以上の都道府県知事から許可を受けている**場合又は、**農林水産大臣から許可を受けている**場合は、**国（農林水産省）への届出**となります。

(3) 届出方法

- **原則、電子申請（eMAFF）**で届出を行ってください。
- 行政庁が受理後、**届出者へ届出番号が通知されます。**

※ eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、別途「届出操作マニュアル」をご覧ください。

※ **eMAFFでの届出が困難**である場合に限り、行政庁に対し、**書面での届出も可能**です。

eMAFF  で検索

右のQRコードからもアクセスできます→



2. 漁獲番号等の情報伝達、取引記録の作成・保存

(1) 漁獲番号等の情報伝達

○譲り渡し先へ以下の情報を伝えてください。

- ①漁獲物の名称
(アワビ、ナマコ)
- ②重量又は数量
- ③譲り渡しした年月日
- ④届出採捕者の氏名
又は名称
- ⑤漁獲番号
※採捕者が譲り渡す際
につける16桁の番号

納品伝票を活用した伝達例

| 納品伝票 | | 2022年12月1日 | | |
|--|---|--------------------------|---------|----|
| 送り先 △△水産 住所 △△県△△市00-00 電話番号 000-000-0000 | 出荷者 〇〇〇漁協 住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000 | 漁獲番号: 1234567 221201 XXX | | |
| No. | 品名 | 数量 | 金額 | 備考 |
| 1 | ナマコ (〇〇県産) | 50kg | 100,000 | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |

①漁獲物の名称
②重量又は数量
③譲り渡しした年月日
④届出採捕者の氏名又は名称
⑤漁獲番号

届出番号 : 1234567 - 221201 - XXX

伝票を渡す際に、取引年月日6桁を記載
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、産地の取引実態等に
合わせ柔軟に設定。
※ナマコ、アワビは分けてください。
(例: アワビ XX0、ナマコ XX5)

(2) 取引記録の作成・保存

- 取引記録の内容
- ①漁獲物の名称 (アワビ、ナマコ)
 - ②重量又は数量
 - ③譲り渡し又は廃棄等した年月日
 - ④譲り渡し先の氏名又は名称
 - ⑤漁獲番号
- 保存期間: **3年間**

請求書

2022年12月〇〇日

(有) △△水産 御中
住所 △△県△△市〇〇〇
電話番号 000-000-0000

④譲り渡し先の氏名
又は名称

②重量又は
数量

12月請求分: 370,000円 (税込み)

| 日付 | 品名 | 数量 | 金額 | 番号 |
|-------|-----|------|---------|------------------|
| 12/1 | ナマコ | 50kg | 100,000 | 1234567221201XXX |
| 12/7 | ナマコ | 30kg | 60,000 | 1234567221207XXX |
| 12/15 | ナマコ | 70kg | 210,000 | 1234567221215XXX |

③譲り渡し等
した年月日

①漁獲物
の名称

〇〇〇漁業協同組合
住所 〇〇県〇〇市〇〇〇
電話番号 000-000-0000

⑤漁獲番号

取引記録を活用した
作成・保存例

➤ **消費者へ直接販売・提供する場合**は、情報伝達、記録の作成・保存は**不要**です。
※卸業者、加工業者、魚屋、料理店、商店、宿泊施設などへ販売する場合には必要です。

◆**制度の詳細については国のHPをご覧ください。**

水産流通適正化法 届出 🔍 で検索

右のQRコードからもアクセスできます➔



■県内のお問い合わせ先

| お住まいの地域 | 連絡先 |
|---------|--|
| 隠岐地域 | 〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁農林水産局水産課 ☎:08512-2-9669(島後)・08514-7-9106(島前) ✉ okinorin@pref.shimane.lg.jp |
| 東部地域 | 〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1 島根県東部農林水産振興センター水産課 ☎:0852-32-5703 ✉ tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp |
| 西部地域 | 〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 島根県西部農林水産振興センター水産課 ☎:0855-29-5633 ✉ hamasui@pref.shimane.lg.jp |
| — | 〒690-8501 島根県松江市殿町1 島根県沿岸漁業振興課 ☎:0852-22-6772 ✉ :engan_gyogyo@pref.shimane.lg.jp |

◆**島根県沿岸漁業振興課HPにも情報を掲載しています**

島根県 水産流通適正化法 🔍 で検索

右のQRコードからもアクセスできます➔

